

適正利用

安心・快適な河川利用の促進

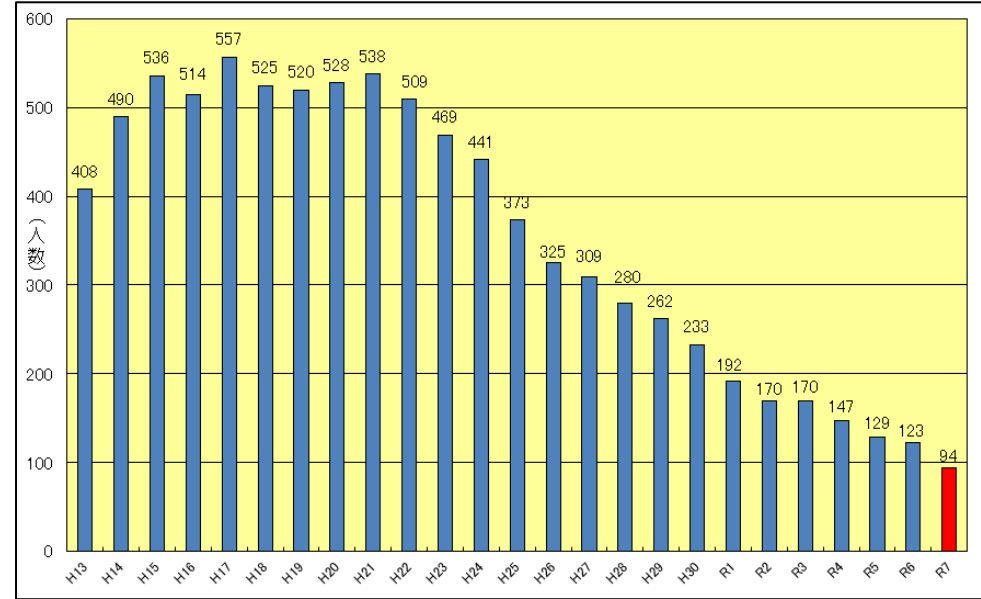
ホームレス合同巡視

- 沿川自治体、警察と連携してホームレス合同巡視を年2回実施し、小屋等の不法工作物の早期撤去、ゴミの持ち込み抑制、ホームレスの自立支援を図ります。



【合同巡視】

荒川下流管内のホームレス数の推移



荒川下流河川敷利用ルール周知

- 利用ルールの周知啓発により、河川敷を誰もが安全で快適に利用できる環境を目指します。



【ルール周知啓発活動】
マナーアップキャンペーン

安全利用点検

- 河川に人が集まるGW及び夏休み前に、河川空間を安心して利用していただくため、施設の点検を実施します。

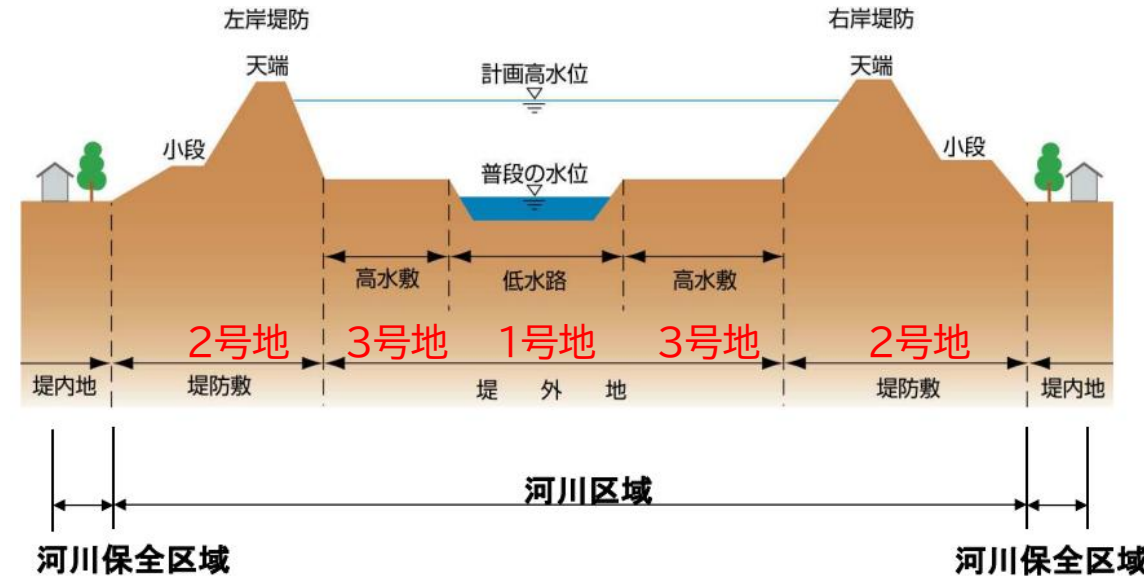
- 日常的な巡視に加え、警察、自治体等と連携してホームレス合同巡視を定期的に行っています。
- 自主的な退去の警告、散乱物の撤去や清掃の指導等を行っています。
- また、自治体の福祉・保健部局と連携し、自立支援、緊急援助及び生活保護の実施、生活・健康相談を行っています。



警察や自治体と連携したホームレス合同巡視

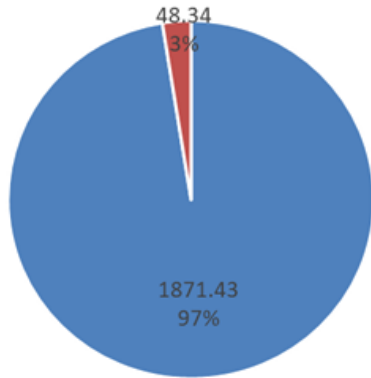
河川区域と河川保全区域・河川区域の利用状況

- 荒川下流部の河川区域の約97%(約1,871ha)が官有地
- 河川区域のうち約36%(約692ha)が3号地(高水敷)
- 3号地(高水敷)の約8割が占用され、公園・緑地としての利用が多い(全体の約45%)



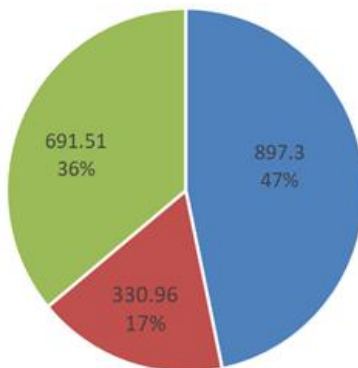
- 河川区域は
1号地、2号地、3号地に区分され、
一定の行為を禁止または制限
- 河川区域の土地に接する
一定の土地の区域を
河川保全区域に指定し
一定の行為を制限

河川区域の土地の権原(ha)



■ 官有地 ■ 民有地

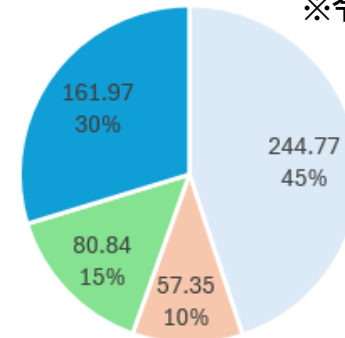
河川区域の内訳(ha)



■ 1号地 ■ 2号地 ■ 3号地

3号地(高水敷)の占用内訳(ha)

※令和7年4月30日現在



■ 公園・緑地 ■ 運動場 ■ ゴルフ場 ■ その他



河川敷利用状況



緊急用河川敷道路の利用状況

<迷惑利用の状況>



高速走行する自転車



ゴルフ練習



ゴミの不法投棄

荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

❌ 禁止行為

法律で禁止されている行為。

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

❤️ マナー

- ① 自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。
特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ② 河川敷の道路に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

⚠️ 危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

危険行為

- ① バットやゴルフクラブなどは使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは行わない。
- ③ 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

ただし、指定場所を除く。また、占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は除く。

迷惑行為

- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時から翌朝6時までは花火をしない。

～ルール周知のため沿川自治体とチラシ配布を行っています～

自治体や警察と合同で
に利用者へチラシを配
布しています。





堤防における危険箇所の有無を点検中



低水路における危険箇所の有無を点検中



堤防天端上の段差を記録中



手摺りの損傷状況を点検中

安全利用点検(危険箇所と対策の例)



手摺り補修



自転車の車輪が溝にはまると危険

堤防天端補修



全国の河川で初めて定めた『船舶の通航方法』



平成13年に告示され、
平成17年に一部改正



動力船通航禁止区域

動力船の通航を禁止、非動力船が目的に応じて活動

自然保全区域

自然環境の保全のため、船舶の通航を規制

水上オートバイ通航方法制限区域

水上オートバイの通航方法を制限

減速区域

波による自然環境等への影響を回避するため減速

施設管理区域

道越し禁止
 行合い・道越し禁止
 回転禁止
 汽笛
 進入禁止
 進入可

施設の操作への影響を回避するため減速



いたばし花火大会・戸田橋花火大会

昭和25年、東京都板橋区と埼玉県戸田町との間で境界変更が行われたのを記念し、翌年8月18日に「戸田橋花火大会(戸田町主催、板橋区後援)」として開催されたのが始まり。対岸の戸田市と同時開催され合わせて13,000発。観客数は約50万人。



北区花火会

名称が「花火大会」ではなく「花火会」となっているのは、民間団体が中心となって開催する秋の花火協働事業のため。第1回は2012年10月に行われた。花火と河川施設(赤水門)のコラボを楽しめる。8,888発。観客数は約5万人。



川口花火大会
JR東北本線橋梁の上流で打ち上げられる。令和元年初開催。



足立の花火
千住新橋～西新井橋間で打ち上げられる。観客数は55万人



江東花火大会
荒川ロックゲートの下流で打ち上げられる。花火の打ち上げは「たまや〜かぎや〜」のかけ声で有名な「宗家花火鍵屋」

- 荒川の河川敷を利用したマラソン大会は年間30大会前後(参加予定者1,000人以上)
- 例年3月中旬に開催される「板橋Cityマラソン」では、2万人近いランナーが疾走

主なマラソン大会(R7.4~R8.3)

※参加予定者1000人以上、受理後中止を含む。

| 名称 | 参加人数 |
|------------------------------------|-------|
| 春の情熱ハーフマラソン2025 | 1000 |
| 第13回 あだち五色桜マラソン大会 | 2500 |
| 第24回葛飾ふ〜てんマラソン&リレー | 2000 |
| NTTグループ駅伝大会 | 2000 |
| あだち荒川マラソン大会2025 | 1500 |
| チャリティー駅伝大会 | 1000 |
| 情熱ハーフマラソン2025 | 1000 |
| 東京30K秋大会2025 | 2000 |
| LINK UP MARATHON 2025-チャリティーラン- | 1600 |
| 荒川ハーフマラソン2025(秋) | 1000 |
| BLUE RIVER MARATHON 2025-チャリティーラン- | 1600 |
| 校内マラソン大会 | 2100 |
| 第14回足立フレンドリーハーフマラソン | 4000 |
| 豊昭学園マラソン大会 | 1200 |
| 第32回荒川リバーサイドマラソン コースとして | 2600 |
| 校内マラソン大会 | 1800 |
| NTTグループ駅伝大会 | 1500 |
| 東京30K冬大会 | 1500 |
| 第14回足立フレンドリーハーフマラソン | 4000 |
| 第17回東京・赤羽ハーフマラソン | 5400 |
| 第12回かつしかふれあいRUNフェスタ2026 | 12000 |
| 2026板橋Cityマラソン | 13100 |
| ベジタブル年代別マラソンin赤羽 | 2000 |



葛飾区民ふれあい駅伝



一時使用届のオンライン化

○ 荒川水系の河川空間の年間利用者数は約 1,243 万人(※)

※令和元年度の河川利用実態調査による推計値

○ 河川敷地では、マラソン大会、警察・消防による訓練等、多様な利用が行われている

○ R7年度の一時使用届は、旧岩淵出張所管内で295件、旧小名木川出張所管内で352件

※受理ベース、出張所間の重複含む。

河川利用ダッシュボード web mapはこちらをクリック

住所または場所の検索

2-1 イベント 中学校中1「荒川30キロウォーク」

2-2 当日 スタッフ : 17人
河川敷を イベント参加者 : 312人
使用する 合計人数 : 329人
人数・イ ベント募 集人数

2-3 募集 なし
期間

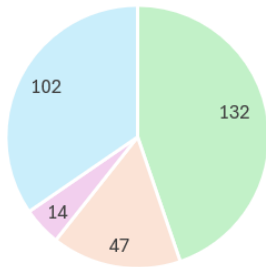
2-4 参加 なし
料金

2-5 他の ・スタートの浮遊公園から荒川ま
利用者へ では案内教員を配置。
の安全管 途中、河川敷を教員が多数併歩す
ズーム

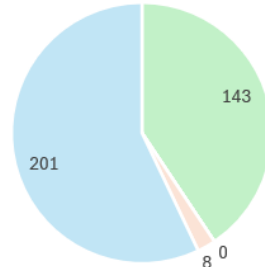
オンラインで受理したものは
一元的に可視化

川の利用に関すること

R7一時使用届 (旧岩淵出張所管内)



R7一時使用届 (旧小名木川出張所管内)



■ マラソン大会 (ウォーキング含む) ■ 訓練 ■ ドローン ■ その他

■ マラソン (ウォーキング含む) ■ 訓練 ■ ドローン ■ その他